



## 令和8年4月から被扶養者の認定の取扱いが一部変更になります

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合、被扶養者の認定における年間収入の取扱いが、以下のとおりになります。なお、詳細については共済だより5月号に掲載予定です。

### 労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合（収入が給与収入のみ）

労働条件通知書等の賃金（諸手当及び賞与を含む）を確認し、年間収入が130万円<sup>\*</sup>未満である場合には、原則として被扶養者として取り扱うこととなります。

※ 19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）は150万円、60歳以上の者または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円

提出書類

- 被扶養者申告書 ● 家庭状況
- 労働契約の内容が分かる書類及び当該認定対象者からの「給与収入のみである」旨の申立書
- その他必要書類

### 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合

従前どおりの取扱いとなります。